

民生福祉常任委員会記録

平成30年12月19日

【開催日】 平成30年12月19日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時30分～午後0時34分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	山田伸幸
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	市民部長	城戸信之
環境課長	木村清次郎	環境課課長補佐	湯浅隆

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係主任	原川寛子
------	-----	-------	------

【付議事項】

- 1 議案第102号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について（環境）
- 2 閉会中の継続調査事項について

午前11時30分 開会

吉永美子委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を開会します。本日は先日来よりそのまま置いていました議案第102号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行うわけですが、執行部に対しての質疑等はよろしいでしょうか。

大井淳一郎委員 その前に少し前回までの議論はどちらかというと別表の使用料については皆さんそれぞれ思いがあって賛否が分かれるところなのは私も理解できます。ただそれ以外の第2条とか第9条辺りの議論をもう少し自由討議というか、皆さんにまずそれを確認したいと思います。場合によっては執行部に質疑する必要があるということ踏まえて進めて

いきたいんですが、それを諮っていただければと思います。

吉永美子委員長 今大井委員から発言がありましたので、今回の議案第102号の改正の部分で、まず第2条というところですが、この点について皆様はどういう意見がありますか。

大井淳一郎委員 これ自由討議も兼ねているということで進めていきたいんですが、皆さんにまず確認したいのは第2条の設置です。私も含めて皆さん、指定管理者についてはこのたび全員一致で賛成していることからすれば、この斎場の設置について賛否が分かれていないと思うんですね。そこを確認したいんですよ。

山田伸幸副委員長 名称についても今まで前委員会から新火葬場建設に関する報告書あるいは所管事務調査の報告なんかで、名称を公募するということがあって、そこがそのまま斎場という形で載っているというのはいかがなものかと思えますけどね。それも含めて異論がいろいろ出ているんじゃないかなと思っています。この間もこれについては随分議論したと思いますが。

矢田松夫委員 大井委員は自由討議とか皆の意見を聞くんじゃないかと、なぜ斎場に名称変更したかという、もう一回提案理由を、山田副委員長が今まで求めたのになぜあえて斎場にしたのかという理由を先にお聞かせ願いたいと思います。私たちの意見がありながらなぜあえて踏まえず、検討したかしていないか分かりませんが、そういうのをのけて斎場にしたのはどういう理由なのかを答えたほうがいいんじゃないかと僕は思うんですけど、どうですか。

吉永美子委員長 前委員会より新火葬場建設に関する民生福祉常任委員会報告書というのが平成27年8月12日に出ているわけですが、その中で委員会の意見としての最後、(9)ということで新火葬場の名称を公募することとあるわけですが、この点について以前公共だとか公用だとかありましたが、再度確認という意味でこの委員会からの提言というか、その分についてはどのように協議をされた結果、名称としては斎場というふうに執行部は提案されたのかを申し述べていただけるといいかと思えます。

木村環境課長 確かに以前委員会で報告等がありました中に、新火葬場の名称を公募するというので、そのときには確かにこちらの考えとしまして、できましたら公募したいという話をしたかと思っています。ただその後、こちらの考え方もいろいろと変わりました、以前の委員会でお伝えしたかもしれませんが、前からもお伝えしておりますけども、今回この斎場というものについては、社会的な公共的な秩序を維持するための公用施設であるという形で考えて、愛称を付けない、厚狭地区複合施設のような形で、公用施設には愛称が付いたものがないということになりまして、ちょっとそういったバランスも考慮して、愛称は付けないという考えになったということです。

山田伸幸副委員長 子どもの支援施設はスマイルキッズという名前が使われているんですが、ほかに使われていないというのではちょっと違うと思うんですが。

木村環境課長 以前全く同じような回答をしたときにはスマイルキッズがありませんでしたので。確かにそうですね、訂正したいと思います。今斎場につきましては、市民に親しみを持っていただくというプラス面は確かにあろうかと思いますが、火葬場は市民に何度も利用して親しんでいただくような施設ではないですよということで、愛称を付けるにはふさわしい施設とは考えられないのではないかという話になったということです。

山田伸幸副委員長 所管事務調査報告が平成27年9月議会で行われているんですが、この中で美祢市の斎場をゆうすげ苑という形で名前が付けられていて、そこを訪問して非常にいい印象を持たれているという報告がされているんですが、このゆうすげ苑というのを見ると、今言われたようなこととは違うと思いますが。何かしゃちほこばったような答弁としか受け取れないんですけどね。山陽小野田市と美祢市は違うと言われれば違いますが、少しでもそういう親しみの持てるようなものにしようという考えがなかったのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

城戸市民部長 市が所有しています財産は普通財産と行政財産に分かれます。こういった施設は行政財産に当たります。行政財産の中には、広く一般

の方の利用を目的とした公共用施設と火葬場のように斎場としての機能に特化した公共財産、公用財産があります。美祢市がそういう名称を付けられたというのは美祢市の考えだろうと思いますけど、本市の場合は先ほど環境課長が申しましたように厚狭地区複合施設であるとか、そういった市の業務を行う施設につきましては、名称は付けないということで、これは市の方針として最終的に山陽小野田市斎場という名称にしたということです。

大井淳一郎委員 スマイルキッズは条例上、恐らく子育て総合支援センターという正式名称が設置条例に付けられています。それとは別に愛称という形で公募してスマイルキッズになったという形なんです。ですから条例上は山陽小野田市斎場にして、愛称として、通称としてそういったことができるんじゃないかなと思うんですよね。そういうことは斎場においても可能なんでしょうか。

城戸市民部長 そういった愛称自体も、最終的に公募はしないということで決定したということです。

大井淳一郎委員 先ほどの答弁の重複になるかもしれませんが、なぜ愛称を公募しない。愛称の「愛」という言葉にとらわれてもいけないのかなと思っています。言われるように斎場は一生のうちに何回も関わる場所ではないというのは私も言っていますので。だから通称という形で、何か別称というか、そういう形でできないだろうかと、私もこの委員会に所属はしていませんでしたが、議会の決定ですので、それにも従って物を言っているわけなんですけど、そういった別の方法も考えられるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

城戸市民部長 市としては、そういうことは今考えていないとしか申し上げようがないと。

吉永美子委員長 愛称というか、通称ですね。そういうのを委員会として平成27年8月に申入れをしているわけですけど、どの時点で愛称なり、通称というか、そういったものを公募しないというふうに、市としての考え方を決定したのはいつなんですか。

木村環境課長 最終的には今年度の4月に入ってからです。

松尾数則委員 確かめておきたいんだけど、火葬場の許可というのは県が許可ではなかったかね。市で独自に許可ができるのか。

木村環境課長 墓埋法の関係で火葬場の設置につきましては市が許可をするという形になっています。

矢田松夫委員 新たな名称を付け加えることはできないということであったんですが、斎場のネームプレートのそばには何も書けないからできないというのか、もう既に作っているから。

城戸市民部長 新斎場のプレート等書けないからということではありません。

山田伸幸副委員長 議会がこういう報告書を出して、執行部に対して提案したことが、それは駄目ですということを私たちは聞いていないんですよ。議案とともに初めて今聞いたように思うんですよ。その辺では執行部の対応というのは議会に対してほとんど守られていない部分もあるし、いかがなものかなと思いますけどね。この報告書を見られていない方もこの中には何人かおられると思うんですが。

大井淳一郎委員 山田委員はそうおっしゃいますが、確かに報告書自体は今回取り寄せて見ましたが、名称については所管事務調査の中で、名称はどうなったかということで「考えていない」という答弁は既にもらっていたと思います。（「もらっています」と呼ぶ者あり）それで、今どうにかならないかという議論をしているので。

山田伸幸副委員長 正式な場での話というのは今回が初めてだと思いますよ。

吉永美子委員長 委員会の中で副市長とかも発言しています。はっきり聞いています。公用と公共の違いがありますと言われていました。だから今日初めて出たものではありません。（発言する者あり）所管事務だったか、とにかく委員会での発言です。

山田伸幸副委員長 要するに報告書に対する回答という形で、きちんと私は説

明を受けていないと思いますけど。

吉永美子委員長 回答書としてですか。それは提出がないと思います。それは前の委員会の責任と言えば責任ですよ。

大井淳一郎委員 私も個人的には山陽小野田市斎場よりは愛称、別称みたいなものを設けてほしいと思うんですけど、かといって斎場を設置することに対して反対するものではないんですが、この名称が山陽小野田市斎場のままでは、特に山田委員と矢田委員が言われたんですけど、この名称のままでは納得というか、賛成できないという感じなんですか。ちょっとそこを聞きたいんですよ。自由討議なので。

山田伸幸副委員長 やはり議会の提言に対して顧みられていない、採用しないと言言われておしまいというのは議会としていかなものか。これは委員会の報告書と所管事務調査報告として本会議でやられたことですから、それに対する対応が余りにも執行部はずさんではないかと思えますけどね。

矢田松夫委員 私はなぜ最初に大井委員が第2条の名称について質問したのかよく分かりません。今議論していたら、結局副市長も答えているじゃないかと、その話は済んでいるじゃないかと、済んでいながら何で最初にその話を、名称について議論しようというふうに皆さんに投げ掛けた理由がよく分かりません。あえてそれを知って、皆さんどうですかというやり方はちょっと。（発言する者あり）知っているんじゃないかと、委員長も言ったでしょ。もう既にこの話については解決済みじゃないかと。

吉永美子委員長 解決とは言っていないよ。

矢田松夫委員 いや、解決じゃないけど、いやいや、そういう言い方ですよ。それを今更蒸し返すなという言い方でしょう。それを何で最初に出すのか、その辺がよう分かりません。

大井淳一郎委員 私が質問した意図は、この議案に関しては別表の使用料についてだけ議論が結構あって、それは皆さん意見があるのは全然いいんですけど、斎場設置については反対じゃないということを確認したいと思

って。その中で名称がと山田委員がおっしゃるので、名称がもしこのままだと、2条についても承服しかねるということなのかなということ、最初に2条についてどう思われますかと投げ掛けたんです。

矢田松夫委員 そうなると話がこんがらがるとは、齋場設置について反対か賛成かというのは、もう既に基本設計から実施設計から全部決めて、ここまできて、今更賛成か反対かという議論はできないと思うよ、ここで、でしょう。（発言する者あり）いやいや、議論できん。もう建物もできて、委員会で可決してきて、本会議でも可決してきているのに、今更ということにならんですよ、話は。だから、あえて僕は名称を持ち出すこと自体がどうなかと、理解できんの、その辺を。

大井淳一郎委員 設置について賛成かどうかを、それは矢田委員が言われるように、2条について反対できるものではないと思っています。名称については議会の決定があるので、2条はこのまま山陽小野田市齋場とした上で、スマイルキッズのように何か愛称とか通称とかできないかという方策をこのように言っているわけで、ですから議論がこんがらがると言われますけど、この2条と別表と一緒に議論されているから、よくないから、まず分けて考えましょうよと。まず2条については皆さん賛成ですよねということを確認して、聞いたんですよ。それで名称の話が出たから、山陽小野田市齋場のままでは駄目なんですかということを行ったんです。

山田伸幸副委員長 これは一つの議案ですので、一つの議案の中で出されていることを、今になって、なぜそういうふうと言われるのかなということも疑問ですよ。この間も、この問題は随分言ったし、それについて受け入れられない、もうこれは決定だという形で報告も一回聞いているわけですよ。当然、それに対する異論がある者にとっては、これは異論ですよと言いますよ。それをあえて今になって持ち出されて、何か別の意図があるのかなと思わざるを得ないんですけどね。

大井淳一郎委員 要は論点の整理をするために持ち出したわけですよ。確かに同じ議案ですけど、争いがあるところ、争いがないところがあるのであれば、争いのないところだけを可決して、そうでないところは削るとか、そういったことも考えられるんじゃないかという意図で言いました。で

すから、2条とか、この辺をまず、もちろん異論があれば言っていたければ自由討議なので。私は2条とか、9条とか、販売行為の禁止を削るとか、日にちを1月1日だけにするとか、そういったことについて反対する人はいないでしょ。ですから、そこを確認した上で、もし、使用料だけが問題があるというのなら、そこは少し保留すればいいのかなという意味で、その前提として、論点整理のために言ったわけです。

松尾数則委員 基本的には自由討議なのか。（「そうです」と呼ぶ者あり）私は斎場を造ることに批判をするものではもちろんないんだけど、私は前、この委員会じゃなかったから、その経過はよく分からないんですが、あれだけ視察に行って、要望書も出して、執行部のほうも答えている。それで最後にこういうことになっているということは、やっぱり基本的には、もう少し執行部のほうも考えてやるべきではなかったかという気はしています。火葬場か斎場か知りませんが、設けることに別に異論を私は持っていません。

大井淳一郎委員 私も松尾委員と同じ意見で、設置についてはもちろん賛成です。ただ、名称については議会がこのように報告書を出したにもかかわらず、聞き入れていただけないことについては議会人として残念だと思う点では一緒です。これは個人の考えですけど、第2条はそのままにして、何か別称とか愛称とかできるのではないかなという考えなんですけど、皆さんはここも変えてくれということなんですか。ちょっとそこも気になるんですよね。ちなみに美祢市は美祢市斎場（ゆうすげ苑）と書いています。各務原は瞑想の森市営斎場と書いてあります。だから言われるように設置条例の名称が、そのまま使われているので、もし、皆さんが名称変更を言うのであれば、ここも実は議論があるところなんですよ。だからそこを皆さんどう思われますか。

矢田松夫委員 かぎ括弧はできないというんじゃろ。（発言する者あり）この報告書によるとかぎ括弧で皆別名があるんだけど、芸名はできんのやろ、早く言えば。

城戸市民部長 条例ですので、条例上の斎場の名称と、いわゆる愛称といいますが通称と呼ばれるものは分けて考えています。ですから、条例上はあくまでも山陽小野田市斎場という名称で私どもはいきたいと考えていま

す。それ以外の通称であるとか、それは最終的にはこの4月に公募はしないと決めたということです。そもそもこの条例上に（何々苑）というのは入れる予定はもともと持っていません。

吉永美子委員長 公募はしないということですが、公募するメリットというのは何か考えがありますか。要はしないわけですけど、そういう立場ですが、斎場の名称について公募するメリットはないですか。

古川副市長 公募が先ほどから議論になっていますが、スマイルキッズは子育て総合支援センターが正式な条例の名称。スマイルキッズというのは愛称ということで公募させていただきました。これは幅広く子育てに携わっている人に使ってほしいということで公募がふさわしいと考え、公募させていただきました。これは委員会からも公募はどうかということでもさせていただきました。斎場につきましても考え方としては山陽小野田市斎場で、通称がいいというのはその中にうたい込むのではなくて、通称何とかというのは、今の議論の中だろうと思います。公募しないのかというのは、やはり斎場については皆さんが幅広く、どんどん使うというものでもないので、公募はしなくても、仮に通称名が必要ならそれにふさわしいものを議員の皆さんの意見を聞きながら、今後の考え方になるかと思っています。公募をしてというところまでは、今のところ考えていません。

吉永美子委員長 私が何を申し上げたかったかということ、日頃、皆が使うところではないという発言ですが、副市長も行かれてすばらしい施設だということはお実感されているわけでしょう。これまで小野田もそうですけど、山陽もそうですけど、本当に古いところで、ある意味市民が我慢してきたわけですよ。こんなにすばらしいものができましたよという、山陽小野田市はこういうふうには市民の皆さんの思いを受けてやっていますということをアピールすることは決して悪いことではないでしょ。そういう意味で公募するということは、それだけこうやってしまったということをおある面、これが適切かどうかは別として、私が思うのはシティセールスになると思っているわけですよ。いわゆる山陽小野田市のイメージアップということでの公募のメリットということをお訴えたいがために、メリットというのは何か考えられますかということをお申し上げたつもりだったんです。30年の4月に通称とか愛称とかを公募しないということ

を決定したということは、4月からということは今の市長の下で、市長の考えですか。

古川副市長 スマイルキッズは愛称で、斎場に愛称がふさわしいかどうかと考えた場合に、愛称というのは斎場にふさわしくない。厳かな気持ちで野辺の送りをするというのに愛称を公募してまではどうかという判断をそのときにしました。

吉永美子委員長 市長がですね。（発言する者あり）市長がしたということですね。

矢田松夫委員 美祢市の関係は市営斎場ゆうすげ苑というふうにポツも何にもないし、それで一つの名前になっています。かぎ括弧もない、芸名もない。

古川副市長 それは各市の考え方でして、それを全部本市に当てはめるとするのは、ちょっと。とにかく条例というのは、私どもはそういう形で、通称とかでというのは今後も考えていけるだろうと考えています。

吉永美子委員長 ただ、私が申し上げたいのは、例えば議員が22人います。その中で一人だけがそうすべきじゃないのという話をしたのではなくて、当時の委員会の皆の思いで出しているということは重く受け止めてほしかったなというのはとても思っています。通称でも駄目だと、なぜそこまで固執されるのか。それだったら通称を考えてみるのも一つの手ですよねと、なぜ譲っていただけないのかが不思議です。

古川副市長 先ほど城戸部長も申しましたように、普通財産から入りまして、公共用物、公用物というところから少し入って、余りにも学術的に入っていった面はあろうかと思えます。そうした中で、そういうような判断をしたところでは、27年の要望というより、今議員の皆さんがそのように強くおっしゃって、委員会だけではなく議会の総意ということになれば、条例は山陽小野田市斎場。しかし、通称は公募には至らなくても、皆さんの案を頂きながら考えるというのは、今後少し検討させていただこうとは考えています。

山田伸幸副委員長 今の副市長の答弁を聞いていて、何か嫌々そのように言っているようにしか受け取れません。しかも、議会が委員会の総意として出したものに対して、それはしませんよということが正式に何も行われていないわけですよ。その辺は、議会のそういう姿勢に対して、余りにも不適切な対応が行われたのではないかなと思わざるを得ません。

古川副市長 私の答弁がそのような姿勢というのは、私は心外です。しかしながら、27年の前委員会での要望書というのは、議会も御存じのように、議会の構成が変われば、審議未了で議案も終わったりします。そうした流れもあり、私どもも新たに、先ほど城戸部長が答えたような形でやったところです。しかしながら、こういうような状況で、委員の皆様方からそういうような御要望、御指摘がありましたら、今私が答弁したようなことも考えられるということで、決してないがしろにするということはありませんので、山田副委員長よろしくお願いします。

大井淳一郎委員 矢田委員が美祢市ゆうすげ苑のことを言われました。そうなんですけど、括弧と言ったのは設置条例の第2条に括弧が付いているということで、一般に出回っている文書は美祢市ゆうすげ苑です。私が質問したいのは、大体全国を見ると何とか苑が多いです。やすらぎ苑とかにじいろ苑とか、そういった苑が付いたのが多いです。そうした名称を私たちがどのような形で提案していくか分かりませんが、そういうのを提案した場合は、それは無理に修正すればあれなんですけど、そうではなくて執行部と協議しながらそういった名前を検討することはやぶさかではないということで確認したいんですが、いかがでしょうか。

古川副市長 条例名称はこのとおりでいかせていただいて、通称等につきましては、この委員会等でいろいろ御指摘なり、御要望がありますので、今後はお話をさせていただきたいと考えます。

山田伸幸副委員長 条例の中にうたい込むというのは市の姿勢を表せるものだと思います。それと、肝腎なのはスタートなんですね。スマイルキッズは最初から子育て総合支援センターよりもスマイルキッズのほうがドンと表に出て、市外にもその名前が知れ渡るようになっている。最初が肝腎なんですよ。7月のオープンのときに、そういったものがきちんと出されるかどうか。議会の提言に対して、全く無にされたものを議会が

受け入れるというのは、幾ら前期の議員であっても、齋場を立ち上げる
ときに関わった議員もたくさんいるわけで、それに対して、そういった
議会の提言がほとんど無にされた。中身を見ていくと、ほとんどがペケ
なんですよね、考慮されていない。これはかなり大きな問題ではないか
なと思わざるを得ませんけどね。

古川副市長 スマイルキッズも条例名称は子育て総合支援センター。スマイル
キッズということでスタート時から出ましたので、この条例の中にうた
い込むというのは今までの本市のスタイルからは若干ずれるので、その
ような形はなかなか取りにくいです。しかしながら、大井委員の言われ
たような要請については今後、まだ7月1日ですから、いろいろ協議は
させていただきたいと思います。

吉永美子委員長 ではいいですかね、第2条についての議論は。次は9条を削
ること。また第10条の時間等休日が変わること。この辺は別に前進的
なことだと皆さんきっと認識するので、9条を残せとかいう方はおられ
ないだろうと思いますが、皆さんよろしいですかね。（「はい」と呼
ぶ者あり）もう議論はこれまででよろしいですか。現時点で議論し尽し
たでよろしいでしょうか。

大井淳一朗委員 ここで動議を出したいと思います。私が使用料以外は特に争
いがないと決めつけてしまった点は大変申し訳なく思います。議論して
いくと、名称について2条の中に盛り込むのか、あるいはこれはそのま
まにして、名称とか愛称とかスマイルキッズのように対応していくのか、
こういった手法のこともあります。今日は議論しませんでした但し使用料
も皆さんそれぞれの思いがあって、それぞれのお考えがあらうかと思
います。使用料についても争いがあります。こうしたこともありますので、
引き続き名称等や使用料について協議する必要があると考えますので、
私は継続審査を動議として出したいと思います。

吉永美子委員長 大井委員から継続審査ということでの発言がありましたが、
ほかの委員はいかがですか。

矢田松夫委員 先ほどから大井委員がいろいろ言われていますけど、私はこの
議案第102号についてどうなのかという議論を今までしてきたと思

ます。個別にあれがいい、これが悪いという議論はしてきていなかったし、議論をしたのもあります。名称は今みたいな議論を今日しました。利用料金についても議論してきましたし、私は一括で採決をするべきだと思っています。継続ではなくて、この場で採決してほしいという思いがあります。

吉永美子委員長　ほかの委員はよろしいですか。継続にすべきだという委員の動議、また採決すべきだという委員の動議ということで出ましたので、ここでほかの委員も含めて皆さんの意見を聞くために、委員の考え方を聞かせていただきますが…（発言する者あり）議案第102号の（「順番が」と呼ぶ者あり）継続採決でいいですかね。採決継続。（発言する者あり）だから、継続と採決が出ましたので、それぞれ考え方を出示していただきたいと思っておりますので、継続をすべきだという委員の挙手をお願いします。（「違う」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員　この手の場合は継続が出ました。それに対して異議が出たので、継続をするかどうかについて諮って、それで挙手で決めれば。意見を聞かなくてもいいです。別に反対から諮るということはないです。ちょっと事務局に聞きたいんです、それについて。

吉永美子委員長　継続を諮って、そして採決を諮ってということでもいいんでしょうか。まず、継続からだと思っておりますが。

中村議会事務局長　継続審議するかどうかの決を採っていただければいいと思います。

吉永美子委員長　局長からもありましたように、継続をすべきかどうかということで採りたいということで、先ほど申し上げたとおりで、二つ出ましたけれども、まず継続をすべきかどうかということでの委員の挙手をお願いしますと申し上げました。継続をするかどうかということで、継続をするべきだという委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長　3人ですね。現実には3対3という形、（「違う、反対聞い

ていない」と呼ぶ者あり) いやいや、継続をしないということだから、だから同じじゃん。だから継続をすべきだということと、継続をすべきではないというのが3対3に分かれましたので、委員長の下で採決にさせていただきます。委員長としては、やはり議案第102号については、大変議論も重ねてきましたが、先ほどから出ている斎場という部分では、通称をどうするかという、いろんな議論がありました。そして特に使用料についてあったわけですが、県内のこと等も出てきまして、もっとも県内状況等も調査する必要もあるというふうに感じます。そこで継続という立場を取らせていただきます。それでは議案第102号については継続審査とします。執行部退席されて結構です。

(執行部退室)

吉永美子委員長 次の2点目、閉会中の継続調査事項についてですが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員 現在の調査事項を見ますと火葬場整備事業に関するものと書いてあります。これを端的に見れば整備に関することだけなので、今議論になっていると、私の立場から思うやつなんですけど、使用料と名称の件も入れるべきと考えることから、火葬場に関することと変えてはどうか。

吉永美子委員長 皆さんいかがです。火葬場事業に関すること。整備というのはこれまで造ることに対してのどちらかということとそんなあれですから。もう出来上がりますので。(発言する者あり) 雑談はやめてくださいね。

松尾数則委員 継続という形になったんですが、継続というときに、それに反対する人も当然いるわけです。そういう人たちの討論とか何とかはないんですか。

吉永美子委員長 討論はないでしょ。採決する際に入るんじゃないですか。採決するときに、質疑が終わって、採決を。(発言する者あり) だから、討論は違うと思います。(発言する者あり) 雑談でしょうか。休憩します。

午後0時10分 休憩

午後0時31分 再開

吉永美子委員長 休憩を閉じまして、民生福祉常任委員会を再開します。閉会中の継続調査事項についてですが、火葬場につきましては、火葬場に関するということ、整備事業を外すということよろしいでしょうか。

山田伸幸副委員長 まだ整備している最中で完成していませんよ。だから火葬場整備事業で、しかも今争いがあるところはその中身に触れているので、別に問題はないと思うんですけど。整備はまだ終わっていないですよ。

大井淳一郎委員 整備事業というのは建物の完成をもって整備と見ていますよね。スマイルキッズも整備事業は整備事業、運営は運営で分けているので、料金や指定管理も含めて運営に係るので、整備と運営は違うと思うので、僕はそれを包含する意味で火葬場に関することにしてもらったほうが、皆さんこの件については争いがありますが、仮に料金や名称について審査しようと思ったときに、これは整備事業ではないのでと断られるのは非常にまずいので、僕は火葬場に関することにさせていただくほうがよろしいかと思えます。

吉永美子委員長 整備も包含してということですね。

矢田松夫委員 それならいいです。ただ、まだあと小野田斎場の解体の議案が出ると思うんですよ。跡地をどうするか、公園にする、駐車場にするとはなっているけど、それもあるからね。まだ事業は続いていくと思う。

吉永美子委員長 火葬場に関すること。ほかにありますか。

山田伸幸副委員長 これは大きくくくられているんですが、せっかく私たちが臼杵市で見てきた健康マイレージというのを別記していただきたいと思っています。

吉永美子委員長 皆様どうですか。これはいずれにしてもやりますので、健康マイレージについてということを入れますか。ほかにはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、健康マイレージに関することを追加します。それでは以上で民生福祉常任委員会を閉会します。

午後 0 時 3 4 分 散会

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

民生福祉常任委員長 吉 永 美 子